

事務局規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人あきた結いネット（以下、「この法人」という。）の事務局運営の基準を定め、事務局における事務の適正化を図ることを目的とする。

(事務局の構成)

第2条 この法人に、事務局を設置する。

- 2 事務局には、2名以上の担当職員を配置する。
- 3 職員の任命は理事長が行い、理事会に報告する。但し、事務局長を置く場合は理事会の決議により行う。
- 4 事務局員の職務は、理事長が指定する。
- 5 事務局員は、理事長の命を受けて事務に従事する。

(事務局員の任期)

第3条 事務局員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(事務局の職務)

第4条 事務局は以下の職務を行う。

- (1) 会員（正会員、賛助会員）の入退会における事務全般
- (2) 理事会、総会の開催に関する事務全般
- (3) 会報の作成と発送
- (4) 寄付やボランティアの受入れと対応
- (5) この法人に採用されている全職員の意見を集約し、理事会または総会で報告を行う。

(事務の決裁)

第5条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、理事長の決裁を受けて実施する。

(代理決裁)

第6条 理事長が出張等により不在である場合において、緊急に処理しなければならない決裁文書は、理事長があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに理事長に報告しなければならない。

(發送文書)

第7条 この法人から發送するすべての文書は控えを保存する。

(細則)

第8条 この規程の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。

附則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。